

社会福祉法人広友会 行動計画（第 2 回）変更分

子育てを行なっている職員が多くなったため、育児をしながら働きやすい雇用環境の整備について、多様なニーズがあることから、全ての職員がその能力を發揮しながら長く働き続けることができるよう支援を行っていきたいと考えています。

1. 計画期間 平成 23 年 7 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの 2 年 5 ヶ月間
2. 内 容

目標 1：平成 25 年 12 月までに、子を持つ職員が希望する場合に利用できる、「育児のための所定外労働の免除」の対象となる子の年齢引上げ（小学校就学の始期に達するまで）制度を導入する。

<対策>

- 平成 23 年 9 月 職員へのアンケート調査、検討開始
- 平成 25 年 12 月 育児のための所定外労働の免除の対象となる子の年齢引上げ制度の導入、職員会議による職員への周知徹底

目標 2：育児休業後に職員が復職しやすくするため、休業中の職員に資料送付等による情報提供を行なう制度を平成 24 年 3 月までに導入・実施する。

<対策>

- 平成 23 年 9 月 職員へのアンケート調査、検討開始
- 平成 24 年 1 月 制度の導入、管理職研修及び社会広報誌などによる職員への周知
定期的な情報提供の実施

目標 3：職員の家族（子ども・親等）が職員の働いているところを実際に見ることが出来る「しごと参観日」を平成 25 年 8 月までに実施する。

<対策>

- 平成 23 年 9 月 検討会の設置、検討開始
- 平成 25 年 4 月 管理職研修及び職員会議などによる職員への参観日実施についての周知
- 平成 25 年 8 月 参観日の実施、職員へのアンケート調査、次回に向けての検討

目標 4：家庭生活やプライベート時間の充実を目的として、公休と年休を組み合わせ活用できる連続 3 日間休暇制度を導入する。

<対策>

- 平成 23 年 9 月 職員へのアンケート調査、検討開始
- 平成 25 年 4 月 連続 3 日間休暇制度の導入、職員会議による職員への周知徹底